

新庄商工会議所『あじさい共済』についてのお知らせ

「新型コロナウイルス感染症」による万一の場合、災害保険金の支払対象となりました!!

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、また、感染拡大によりご不安な日常生活や事業運営を余儀なくされていらっしゃる皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

さて当所生命共済制度『あじさい共済』に関して新型コロナウイルス感染症(※)を直接の原因として死亡された場合に災害保険金お支払い対象とさせていただくことが決定いたしました。

(※) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。

『あじさい共済』は、1口あたりの掛金1,500円(40歳・男性の例)で、病気死亡110万円、災害死亡550万円(新型コロナウイルス感染症も対象)を始めとして、さまざまな保障やお見舞金などが得られます。ぜひこの機会に加入・増口をご検討ください。

■ 災害保険金・災害高度障害保険金の支払要件

対象期間中に「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因として死亡または高度障害状態に該当した場合。 ※医師の診断を必要とします。

■ 対象期間：これまでに支払事由に該当した方についても、遡及して適用となります。

■ ご加入にあたってはパンフレット、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）を必ずご覧ください。

【問い合わせ先】	〒996-0022	新庄市住吉町3番8号	新庄商工会議所	TEL 0233-22-6855
【共済制度引受保険会社】	〒108-8020	東京都港区白金1-17-3	アクサ生命保険株式会社	
【取扱店】	〒996-0022	新庄市住吉町3番8号新庄商工会議所会館	アクサ生命保険株式会社 天童営業所新庄分室	TEL 0233-22-7719